

### 日赤の活動資金にご協力を

皆さんの善意(活動資金)とボランティア活動に支えられる赤字。活動へのご理解とご協力をお願いします。本年度も町内会などを通じて皆さんに協力を依頼します。

※強化期間以外も随時受付  
受付強化期間 7月1日(日)～8月31日(金)

問合せ 日赤石狩市地区事務局  
(市社会福祉協議会内)

☎72・8184 ☎74・2008

### 保険・年金

#### 国保「高齢受給者証の更新」

「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月31日です。70歳～74歳の国保加入者の方には、7月下旬に受給者証をお送りします(更新手続きは不要)。

【限度額適用認定証/限度額適用標準負担額減額認定証の更新】

①「国民健康保険限度額適用認定証」と②「国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日です。認定証の交付を希望される方は、国保被保険者証を持参し、申請してください。②の交付を希望し、過去1年間で90日以上入院が

ある場合は、入院費の支払明細書や領収書など入院日数が分かるものも持参してください。

4月から外来診療における高額医療費の取り扱いが変更となり、①または②を提示することで、外来診療でも窓口で一定額以上を支払う必要がなくなりました。

申請・問合せ 国民健康保険課

☎72・3123  
厚田支所市民生活課

☎78・2886  
浜益支所市民生活課

☎79・2112

### 防災

#### 定期普通救命講習会

心肺蘇生法や異物除去、AEDを用いた講習会です。受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

対象 中学生以上の市民または市内勤務者

日時 7月15日(日)9時～12時

費用 無料  
持ち物 筆記用具

申込方法 事前に電話申込  
※当日受付不可

場所・申込問合せ 石狩消防署  
警備課(花川北1・1)

☎74・7024

### 株式会社北海道支社と災害時支援協定

災害時のさらなる対応に備え、同社が取り扱う多様な生活用品についての「災害時等における生活物資等の供給に関する協定」を5月10日(木)に締結しました。

問合せ 総務課危機管理担当  
☎72・3190



「生活物資等の供給に関する協定」締結式  
らた北海道支社・北海道石狩市

### そのほか

#### パブリックコメント結果

テーマ 企業立地優遇制度の改正  
意見の募集期間 4月2日(月)～5月1日(火)  
意見の提出状況 意見提出者0人、意見等の件数0件

問合せ 企業誘致室  
☎72・3158

### 国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで一時的に保険料を納めることが困難な場合、申請により所得に応じて保険料の全額または一部が免除となる制度があります。免除対象期間は7月から翌年の6月分(申請日が1月～6月までの場合はその年の6月分)までの保険料です。※申請者本人のほか、配偶者、世帯主の所得が一定額以上の場合には免除が認められない場合があります

#### ▼免除が承認されたときの納付額と年金額への反映割合

	納付額(平成24年度の1カ月分)	年金額への反映割合※
全額免除	—	1/2
4分の3免除(4分の1納付)	3,750円	5/8
半額免除	7,490円	6/8
4分の1免除(4分の3納付)	11,240円	7/8
通常納付の場合(免除なし)	14,980円	1

※通常通り納付した場合を1とする

- 承認を受けても、全額免除以外の方は減額された保険料の納付が必要で、納め忘れると未納扱いとなり、将来の老齢基礎年金額に反映されず、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができない場合があります。
- 免除の承認を受けた方が将来受ける年金額を満額に近づけるために、10年以内であれば追納することができます。ただし、保険料免除の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せされた額での納付となります。

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72-3122

### 消費生活相談

#### サクラサイト商法

携帯電話などに「悩みを聞いてほしい」「お金を差し上げます」などとメールが届き、別のサイトのURLに誘導されて高額な利用料金を支払わされる、という被害が急増しています。サイト運営業者に雇われた「サクラ」が、異性・社長・弁護士・芸能人などになりすまして、消費者の気持ちを利用して、メール交換などの有料サービスを利用させ、そのたびに支払いを続けさせる詐欺的な手口です。

国民生活センターではこのような手口を「サクラサイト商法」と命名し、注意を呼びかけています。

利用のきっかけは、広告メールやSNS(会員制交流サイト)へのメッセージの書き込み、内職・副業に関するサイト、占いサイトなどに登録後届くメールです。

知らない相手からのメールは安易に信用せず、おかしいと思ったら、お金を支払う前に消費生活相談窓口へご相談ください。

●石狩市消費生活相談窓口 ☎75-2282

毎週月・水・木・金曜 10:00～15:00 市役所1階ロビー

●石狩消費者協会相談窓口 ☎72-2432

毎週火曜 10:00～15:00 石狩商工会館(花川北6-1)

火災の被害を最小限にするため、「住宅用火災警報器」と初期消火に有効な「住宅用消火器」、火が着いても燃え広がりにくい「防災製品」の防火3点セットを用意しておきましょう。(石狩消防署予防課)

### 石狩後志海区漁業調整委員会委員選挙

告示日 7月24日(火)  
投票日時 8月2日(木) 10時～16時  
場所 入場券でご確認ください  
【期日前投票(不在者投票)】  
日程 7月25日(水)～8月1日(水)  
場所 ①市役所 ②厚田総合センター ③浜益支所  
時間 ①8時30分～20時  
②③10時～17時  
問合せ 選挙管理委員会事務局  
☎72・3146

### 自衛官募集

募集種目 自衛隊一般曹候補生

応募資格 18歳以上27歳未満の方(平成25年4月1日現在)  
試験日 9月17日(月・祝)  
申込期間 8月1日(水)～9月7日(金・必着)  
問合せ 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所  
☎011・383・8955(月～金曜9時～17時)  
【自衛官募集説明会】  
日時 7月26日(木) 15時～17時  
場所 花川北コミセン  
説明種目 一般曹候補生・自衛官候補生  
問合せ 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所  
☎011・383・8955(月～金曜9時～17時)

### 中小企業支援 ネットワーク事業

【高度・専門的な経営課題を解決します!】  
北海道経済産業局が選定した、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する「中小企業支援ネットワークアドバイザー」による訪問相談です。必要に応じてさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える課題の解決を図ります。  
対象 市内の中小企業者限定  
日程 第2木曜・第4水曜(来年2月まで)  
時間 10時～16時  
申込方法 HPより申込書をダウンロード

ウンロードし、窓口へ提出またはファクス。  
申込・問合せ 石狩商工会議所 指導課 花川北6・1・5  
☎72・2111 ☎72・2577  
http://www.ishikari-cci.or.jp/

### 石狩ハイスタンプ会

ためたシールで参加できる各種イベントを企画しています。  
【10周年特別企画「大盤振る舞い」好評開催中!】  
満貼台紙に希望の賞品の応募券を貼って加盟店で利用すると韓国旅行や道内旅行、石狩ハイスタンプ会商品券など、総数147本が抽選で当たります。  
※応募券は石狩ハイスタンプ会

事務所と加盟店にあり【中央バスカード】  
満貼台紙5冊で中央バスカード1枚(3千円)を事務所に交換。先着8人、1人1枚。  
日時 7月2日(月)10時～  
問合せ 石狩ハイスタンプ会事務所(花川南2・2)  
☎72・4575(月曜～金曜10時～16時)

## 市民の声を活かす条例 審議会のうごき

### ●5月の審議会等開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
12	地域防災計画・水防計画改訂検討委員会(総務課)	発災時の検討-避難勧告・避難指示発令-(課題の提出と解決策検討)	公開	2
16	行政評価委員会(企画課)	・施策「まちづくりへの市民参加・協働」について ・施策「男女共働参画の推進と人権の尊重」について	公開	0
18	情報公開・個人情報保護審査会(情報推進課)	平成23年度石狩市情報公開・個人情報保護制度開示請求実施状況報告について	公開	0
21	奨学審議委員会(学校教育課)	平成24年度奨学生の選考について	非公開	—
24	障害者自立支援認定審査会(障がい支援課)	障害者自立支援法に基づく介護給付申請者の障害程度区分の審査	非公開	—
28	行政改革懇話会(総務課)	今年度の進め方について(仮)	公開	0
31	厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	・地域自治体の今後のあり方～浜益支所6年半の総括～ ・浜益地区における観光の活性化について	公開	2
31	介護認定審査会(高齢者支援課)	地域振興事業の取組について	公開	0
		要介護認定の審査、判定(5月中6回開催)	非公開	—

問合せ 協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153

## 各医療費受給者証は7月31日有効期限が満了します

現在お持ちの医療費受給者証(重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費受給者証)が更新となる方には、7月下旬に医療費受給者証を送付します。なお、所得制限のため受給資格のなかった方でも、平成23年中の所得や控除額の状況によっては助成対象となる場合もありますので、該当すると思われる方は、お問い合わせください。

### 高額療養費の請求事務の簡素化にご協力!

入院などで発生する高額療養費、また食事代の軽減のために、あらかじめ「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。申請手続きなどの詳細は、加入している健康保険に確認してください。

### ひとり親家庭等受給者証

8月以降の資格を判定するため、平成23年中(1月～12月)の所得審査を行います。23年中に受け取った養育費の8割を所得として計算し(児童扶養手当制度に準じます)、年間所得額+養育費の8割が「236万円+扶養人数×38万円」以上の場合は、養育費の申告が必要です。申告がない場合は、養育費を受け取っていないものとして審査しますが、後日変更があった場合は、さかのぼって資格喪失・給付金返還になる場合もあります。

新しい受給者証の有効期間 8月1日～平成25年7月31日\*  
申告期限 7月13日(金) 持ち物 印鑑

### 重度心身障害者医療受給者証・乳幼児医療等受給者証

8月以降の資格を判定するため、平成23年中(1月～12月)の所得審査をし、引き続き該当する方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

### 新しい受給者証の有効期間

- ・重度心身障害者 8月1日～平成25年7月31日\*
- ・乳幼児等 8月1日～平成26年7月31日\*

※年齢・資格要件等により有効期限が早期に設定されている場合もあります

問合せ ひとり親・乳幼児医療 子ども家庭課 ☎72-3128  
重度心身障害者医療 国民健康保険課 ☎72-3125